

保護者各位

日本スポーツ振興センター契約更新及び掛金の納入について

ふじみ野市教育委員会

ご進級おめでとうございます。

ふじみ野市教育委員会ではお子さまの学校管理下での不慮の災害に備え、毎年、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおり、保護者の皆様に任意で加入をお願いしております。

災害給付制度は、学校管理下で発生した事故による負傷又は疾病（給食による中毒、ガス中毒、溺水、日射病等）に対しては医療費を、その結果、身体に障害が残った場合は障害見舞金を、又は、死亡した場合は死亡見舞金が支給されるものです。

加入につきましては、入学・転入時にすでに同意書を提出いただいておりますので、下記の内容について再度ご確認のうえ、契約更新に伴う掛金の納入をお願いいたします。（掛金の納入方法等については、学校からお知らせいたします。）

記

1. 共済掛金（予定）年額 一人あたり 935円（保護者負担額 460円，公費負担額 475円）
2. 給付対象 学校管理下における災害
 - ①医療費…医療保険の適用により、初診から治癒までに医療機関等の窓口で支払った金額の合計が1,500円以上のものが対象です。なお、領収書の原本は、必ず保管してください。手続きの際必要となります。
※支払った金額が1,500円に満たない場合は、「こども医療費支給制度」をご利用ください。
 - ②給付額…医療機関等の窓口で支払った金額に見舞金（総医療費の1割）を加算した金額が支払われます。（医療保険が適用される治療の場合）
3. 学校管理下の範囲
学校の教育活動中…授業中・校外活動（修学旅行・遠足等）・部活動・休憩時間・登下校中等の全てを含みます。
4. 給付制限（次のような場合には給付されません。）
 - ①給付事由が発生してから2年間請求を行わなかった場合
 - ②加害者から損害賠償を受けた場合
 - ③他の法令（法律及び条例等）により給付を受けた場合
 - ④生活保護を受けている場合、医療費の給付はなし（障害見舞金・死亡見舞金は支給対象）
 - ⑤その他、法令・規定による時効となった場合
 - ⑥風水害、震災その他の非常災害による災害